

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目
次

○福島県監査委員
○監査公表四件

福島県監査委員

三六

監査公表第12号

令和2年3月27日監査公表第6号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和2年6月23日

福島県監査委員 勅使河原 正之
福島県監査委員 佐久間 俊男
福島県監査委員 佐竹 浩
福島県監査委員 菅家 惣一郎

2 財 第 232 号
令和2年4月23日

福島県監査委員 勅使河原 正之
福島県監査委員 佐久間 俊男 様
福島県監査委員 佐竹 浩
福島県監査委員 菅家 惣一郎

福島県知事 内堀 雅雄 国

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和2年3月13日付け元福監第282号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

定期監査に係る措置状況について

1 監査対象機関 相双農林事務所
監査対象年度 令和元年度
監査実施年月日 令和2年1月22日

| 指摘事項 | 措置状況 |
|--|---|
| <p>「指摘事項」</p> <p>設計額に誤りがあり、入札事務における落札者の決定について重大な影響を及ぼしているものがある。</p> <p>「事実」</p> <p>複数の地区を一括して発注する合冊工事の入札において、契約締結後、積算方法に誤りがあることが判明し、正しく積算し入札が行われた場合、落札者が入れ替わる可能性が生じたため、令和元年9月30日に契約を解除している。</p> <p>工事の番号・名称</p> <p>19-36260-0210 農林水産0101合冊工事 楢葉・大坂地区</p> <p>「是正・改善等の意見」</p> <p>設計書の作成に当たっては、積算方法の情報共有やチェック体制等を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p> | <p>今般の事案は、積算担当者が合冊工事の積算方法を正しく認識していなかったこと、また、審査者においても誤った積算内容を指摘できなかつたことが諸経費率の計算を誤った原因です。</p> <p>今般の事案を受け、設計書の作成に当たっては、積算方法の情報共有やチェック体制等を強化するとともに、間違えやすい項目や工事費積算に大きく影響する項目を洗い出し、事例集を作成して、各課員会議において説明するなど、改めて各課内全員で共有し、制度の理解を図ることとしました。</p> <p>今後は、間違えやすい項目は、必要性を検討の上、隨時、チェックリストに加え、担当者はもとより、副担当又は直近の審査者（主任主査等）でダブルチェックを行うこと、制度改正の通知文等は、各部共有ハードディスクに専用のフォルダーを設け、常に最新の内容に更新するとともに、一元的に管理することなど再発防止に向けた取組を実施してまいります。</p> |

2 監査対象機関 農業総合センター
監査対象年度 平成30年度
監査実施年月日 令和2年1月28日

| 指摘事項 | 措置状況 |
|------|------|
| | |

「指摘事項」

予算科目、工事請負契約の入札事務及び履行確認（検査）において、著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

1 揚水機圧力タンク・ポンプ修繕工事（契約額16,200,000円）において、次のとおり、予算科目及び入札事務に適正を欠いている。

(1) 工事内容が機器の製作及び据付工事となるため、工事請負費とすべきところ、需用費（修繕料）で支出している。

(2) 入札事務は、特定入札事務に該当するため、地方振興局出納室長が行うべきところ、発注者自らが行い、入札を実施している。

2 竣工における履行確認（検査）において、次のとおり、検査が不十分であることから、契約が履行されているか適切に確認されていない。

(1) 完成図書において、製作を適切に行なったことを証明する工事記録等の整備に不備がある。

(2) 詳細図及び検査成績書に日付が入っていないものや契約期間から大幅に外れた日付のものがある。

(3) 設計計算書、鋼材証明書、施工管理記録等を添付していない。

(4) 製作した機器について、工事現場に搬入する前に数量、品質、性能等を確認するために行うべき段階確認を実施していない。

(5) 竣工検査において、出納局長の指定する検査員による検査を行っていない。

「是正・改善等の意見」

適正な予算科目のもと、関係規程に基づき、工事請負契約の入札事務及び履行確認（検査）を行うとともに、当該揚水機圧力タンク・ポンプ修繕工事について、適正に履行されているか確認すること。

「指摘事項」

契約の事務手続及び履行確認（検査）において、著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

光メディアコンバーター修繕（契約額934,200円）の発注において、緊急性に乏しく、かつ、修繕の範囲を特定できるにもかかわらず、見積書を徴取して契約を行わずに執行窓で処理している。

また、竣工における履行確認（検査）において、写真や購入品の証明書等検査に必要な書類が整備されておらず、契約が履行されているか適切に確認されてい

今般の事案は、修繕料と工事請負費に関する担当職員と管理職員の理解不足及び組織的な工事の執行管理体制が不十分であったことが原因です。

今般の事案を受け、竣工検査のため、ポンプの性能等について検査成績書等の書類及び現地におけるポンプの稼働を確認しました。

また、請負業者に過渡金700,354円の返還を依頼し、納付を確認しました。

さらに、職員に工事・修繕業務に関する知識を習得させるため、センター職員全体を対象に研修会を開催しました。

今後は、組織的に進捗管理を行うとともに適正な業務執行を徹底するため、工事・修繕業務に関する知識を習得させるための研修会を次年度以降も引き続き開催し、今般の事案を研修の題材として再発防止を図ってまいります。

今般の事案は、担当職員と管理職員がネットワークの一部である光メディアコンバーターについて、情報セキュリティ監査において早急に交換するよう指導を受けたことから執行窓で処理が可能な緊急の場合と思い込むなど、執行窓や修繕における検査に関する理解が不十分であったことが原因です。

今般の事案を受け、購入品の数量が業務仕様書と一致し、また、ランプの点灯状況及び気象観測データの通信状況から正常な通信が行われており、当該修繕が履行されていることを確認しました。

ない。

「是正・改善等の意見」

契約の事務手続及び履行確認（検査）の実施に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、当該光メディアコンバータ修繕について、適正に履行されているか確認すること。

「指摘事項」

予算科目及び工事請負契約の履行確認（検査）において、著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

現地ほ場電源設備配線修繕工事（契約額608,040円）について、工事内容がほ場に電柱から電源を引き込むための電気工事であるため、工事請負費とすべきところ、需用費（修繕料）で支出している。

また、竣工における履行確認（検査）において、次のとおり、検査が不十分であることから、契約が履行されているか適切に確認されていない。

- 1 竣工書類に図面や購入品の証明書等が整備されていない。
- 2 出納局長の指定する検査員による検査を実施していない。

「是正・改善等の意見」

適正な予算科目のもと、関係規程に基づき、工事請負契約の履行確認（検査）を適正に行うとともに、当該現地ほ場電源設備配線修繕工事について、適正に履行されているか確認すること。

「指摘事項」

設計書の作成及び工事請負契約の履行確認（検査）において、著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

ほ場の暗渠排水修繕工事（契約額2,183,760円）について、業者から徴取した参考見積書及び施工図（案）のほ場の区画の長さの数値が誤っていることに気付かずに入り過大に設計積算をしたまま契約し支出している。

また、竣工における履行確認（検査）において、次のとおり、検査が不十分であることから、契約が履行されているか適切に確認されていない。

- 1 完成図書等において、次のとおり、工事を適切に行なったことを証明する工事記録等の整備に不備がある。
 - (1) 受注者が契約後速やかに監督員に提出すべき施工計画書が提出されていない。
 - (2) 出来形管理における暗渠管の施工延長が確認できる工事写真等が

さらに、職員に工事・修繕業務に関する知識を習得させるため、センター職員全体を対象に研修会を開催しました。

今後は、組織的に進歩管理を行うとともに適正な業務執行を徹底するため、工事・修繕業務に関する知識を習得させるための研修会を次年度以降も引き続き開催し、今般の事案を研修の題材として再発防止を図ってまいります。

今般の事案は、修繕料と工事請負費に関する担当職員と管理職員の理解不足及び組織的な工事の執行管理体制が不十分であったことが原因です。

今般の事案を受け、適正な履行確認を実施するため、竣工図書に不足していた書類等を整備し、工事実施場所において履行状況の確認を行いました。

さらに、職員に工事・修繕業務に関する知識を習得させるため、センター職員全体を対象に研修会を開催しました。

今後は、組織的に進歩管理を行うとともに適正な業務執行を徹底するため、工事・修繕業務に関する知識を習得させるための研修会を次年度以降も引き続き開催し、今般の事案を研修の題材として再発防止を図ってまいります。

今般の事案は、担当職員及び管理職員の工事に関する知識不足及び工事修繕業務の組織的な管理が十分に行われていなかつたため、十分な現場確認を行えず、業者からの参考見積書等のほ場の長さの誤りに気付かず設計書を作成してしまったことが原因です。

今般の事案を受け、実績設計による履行を確認するとともに、請負業者に過渡金664,200円の返還を依頼し、納付を確認しました。

さらに、職員に工事・修繕業務に関する知識を習得させるため、センター職員全体を対象に研修会を開催しました。

今後は、組織的に進歩管理を行うとともに適正な業務執行を徹底するため、工事・修繕業務に関する知識を習得させるための研修会を次年度以降も引き続き開催し、今般の事案を研修の題材として再発防止を図ってまいります。

| | |
|--|--|
| <p>添付されていない。</p> <p>(3) 竣工図、工事材料の試験結果、監督員の段階確認記録及び社内検査記録が添付されていない。</p> <p>2 竣工検査において、出納局長の指定する検査員による検査を実施しておらず、工事監督員が検査を行っている。</p> <p>「是正・改善等の意見」</p> <p>設計書の作成に当たっては、積算資料等の確認を徹底し、適切に積算を行うこと。また、工事請負契約の履行確認（検査）に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、当該暗渠排水修繕工事について、適正に履行されているか確認すること。</p> | |
|--|--|

3 監査対象機関 相双建設事務所
 監査対象年度 平成30年度
 監査実施年月日 令和2年2月7日

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|--|---|
| <p>「指摘事項」</p> <p>設計額に誤りがあり、入札事務における落札者の決定について重大な影響を与えたものがある。</p> <p>「事実」</p> <p>施工箇所が点在する工事の入札において、積算方法に誤りがあるまま設計書を作成し入札事務を行ったため、入札不調とすべき工事が2件ある。</p> <p>「是正・改善等の意見」</p> <p>設計書の作成に当たっては、積算方法の情報共有やチェック体制等を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p> | <p>今般の事案は、施工箇所が点在する工事に係る積算基準の改正について、技術管理課主催の説明会の復命や通知文書の周知が徹底されず、事務所内での情報共有が不足していたことにより発生したものです。</p> <p>事案発覚後、入札不調とすべき工事について、契約した業者に謝罪及び説明を行うとともに、施工中の工事について、契約を継続すること及び減額の同意を得て、設計変更時に正しい設計額に基づく変更契約を行いました。</p> <p>今般の事案を受け、積算基準の変更等の説明会へ主任主査を出席させることとし、重要事項は所内でOJTを実施し周知を図ることとしました。</p> <p>また、積算担当者及び検算担当者の技術力向上のため、積算誤りの多い項目を調査して検算担当者ミーティングを開催し、所内OJTにより全体への周知を行うとともに、チェック体制の強化を図るために、専門技術管理員による組織横断的な検算を実施することとしました。</p> <p>今後は、上記の取組を継続し、設計額に誤りが生じないよう、関係規程に基づいた適正な設計書の作成に努めてまいります。</p> |

(監査総務課)

監査公表第13号

令和2年3月27日監査公表第6号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のと

おり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和2年6月23日

福島県監査委員 勅使河原 正之
福島県監査委員 佐久間 俊男
福島県監査委員 佐竹 浩
福島県監査委員 菅家 惣一郎

2教財第142号
令和2年5月8日

福島県監査委員 勅使河原 正之
福島県監査委員 佐久間 俊男 様
福島県監査委員 佐竹 浩
福島県監査委員 菅家 惣一郎

福島県教育委員会教育長 鈴木淳一

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和2年3月13日付け元福監第282号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 美術館
監査対象年度 平成30年度
監査実施年月日 令和2年2月7日

| 指摘事項 | 措置状況 |
|--|---|
| 「指摘事項」 歳入の会計年度を誤っているものがある。 | 平成31年3月分の電気料金について、旧年度での処理となる支出と同様に考えるものと、担当者から決裁者まで、認識が誤っていたことが原因です。 |
| 「事実」 実行委員会による企画展の実施に係る管理経費のうち、平成31年3月使用分（1件109,800円）について、調定額算出の根拠となる電気料金の請求書を受理した時点（平成31年4月当初）で平成31年度分として調定すべきものを平成31年3月31日付けで平成30年度分として調定している。 | 令和2年2月28日付けで財産管理課から発出された通知文書「行政財産使用許可に係る管理経費（電気料金等）の歳入の会計年度区分の取扱いについて」を総務課内で共有しました。 同文書について、行政財産関係ファイルにタグを付けて綴るとともに、事務担当者のパソコン内にある管理経費関係フォルダーに目立つタイトルを付け、保管しました。 |
| 「是正・改善等の意見」 歳入の調定に当たっては、会計年度について誤りのないよう関係規程に基づき適正に行うこと。 | 今後このようなことがないよう、関係規程の再確認及び引継を行います。 |

（監査総務課）

監査公表第15号

令和2年3月27日監査公表第6号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和2年6月23日

福島県監査委員 勅使河原 正之
 福島県監査委員 佐久間 俊男
 福島県監査委員 佐竹 浩
 福島県監査委員 菅家 惣一郎
 2教財第209号
 令和2年5月29日

福島県監査委員 勅使河原 正之
 福島県監査委員 佐久間 俊男
 福島県監査委員 佐竹 浩
 福島県監査委員 菅家 惣一郎
 様

福島県教育委員会教育長 鈴木淳一

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和2年3月13日付け元福監第282号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

定期監査に係る措置状況について

1 監査対象機関 福島南高等学校
 監査対象年度 令和元年度
 監査実施年月日 令和2年3月12日

| 指摘事項 | 措置状況 |
|---|-------------------------------------|
| 「指摘事項」 高等学校等就学支援金の認定に係る事務について、 整体制が機能しておらず、 | 今般の事案は、高等学校等就学支援金の受給資格申請書の受理から同支援金才 |

事務手続に著しく適正を欠いたため、収入事務に重大な影響を与えたものがある。

「事実」

高等学校等就学支援金の認定に係る事務について、チェック体制が機能しておらず、令和元年7月以後の受給資格の決定に必要な書類が提出された生徒のうち9名について、本庁審査のための同支援金オンライン申請システムへの入力及び添付書類の送付を怠ってしまい、職員調査日現在で受給資格が決定されていない。

なお、職員調査日以後に必要な手続を行い、本庁で受給資格の審査を行った結果、令和2年2月18日付けで生徒9名全員に同支援金の受給資格が認定された。これにより、受給資格認定前に誤って授業料を徴収していた生徒A及び授業料を徴収すべき時期を改める必要が生じた生徒Bについて、既に徴収していた授業料計108,900円の返還が生じている。

授業料返還額

生徒A 69,300円（令和元年7月～令和2年1月）

生徒B 39,600円（平成31年4月～令和元年7月）

「是正・改善等の意見」

高等学校等就学支援金の認定に係る事務の執行に当たっては、組織内のチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うこと。

オンライン申請システムへの入力及び財務課への添付書類の送付までの一連の業務を担当職員に任せきりにし、組織として適時適切な進行管理を行っていなかったことが原因です。

高等学校等就学支援金の認定に係る事務の遅れから、授業料の返還が生じた生徒A及び生徒Bの保護者に対し、令和2年3月3日付けで授業料返還の通知を行うとともに、電話で事務処理の遅延等について謝罪しました。

高等学校等就学支援金の事務について、次のとおり役割を明確化し改善を図ってまいります。

- ・主担当者が受給資格申請書の内容を確認し事務処理一覧表を作成、管理職によるチェック・決裁後関係書類を財務課へ提出する。
- ・副担当者がオンライン申請システム入力する。
- ・管理職が事務処理一覧表とシステム入力内容をチェックし決裁する。
- ・主担当者は毎月末の事務処理状況を翌月初めに管理職に報告し、組織として情報を共有・管理することで未処理や遅延を防止する。

2 監査対象機関 安達東高等学校

監査対象年度 平成30年度

監査実施年月日 令和2年3月12日

| 指摘事項 | 措置状況 |
|--|--|
| <p>「指摘事項」</p> <p>公共料金の前渡資金を精算していないものがある。</p> <p>「事実」</p> <p>平成29年12月請求分の水道料金について、資金前渡経理者の口座へ入金後、漏水による減免後の水道料金が引き落とされ、当初の請求額との差額9,642円の残金が発生したが、精算を行わず、令和2年1月まで当該口座に預けられたままとなっている。</p> <p>「是正・改善等の意見」</p> <p>前渡資金の精算に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p> | <p>今般の事案は、支出担当者が資金前渡後の引き落とし額の確認を怠ったことにより、残金の発生に気付かなかつたこと、また、口座の通帳は定期的に記帳していたものの、資金前渡経理者が残高について特段の注意を払っていないことが原因です。</p> <p>令和2年1月30日に調定、納入通知書により納入し、口座残高が0円になっていることを確認しました。</p> <p>今後は、資金前渡による支出の都度、支出担当者が支出額と引き落とし額に相違がないか確認するとともに、支出担当者及び資金前渡経理者が口座の残高についても確認します。</p> <p>また、支出額と引き落とし額に相違があった場合は、資金前渡経理者が速やかに原因を確認し、前渡資金の精算を行います。</p> |